

2008年12月2日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

## 投資信託の運営に関わる金融機関について

平素は、日興アセットマネジメント株式会社に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

欧米を中心に金融不安がくすぶる昨今の状況に鑑み、特にお問い合わせの多かった投資信託の安全性に関するQ&Aを以下に掲載いたします。

### Q. 運営に関係する金融機関に万が一破綻等があった場合、投資信託はどうなるのですか？

A. 投資信託の資産は守られる仕組みになっており、原則として、投資信託自体が潰れるようなことはありません。

#### 【解説】

多くの銘柄への分散投資によって個別銘柄の影響を軽減することに加えて、投資信託は仕組みそのものによって、お客様の資産の保全を図っています。

下図のように、お客様の資産は銀行などの販売会社や運用会社ではなく、受託者である信託銀行で管理・保管されているため、仮に販売会社や運用会社が破綻しても債権者や破産財団などから差し押さえを受けることはありません。

また、信託銀行が破綻した場合にも、信託法34条で分別管理され、同25条で第三者に対抗することが出来ます。

なお運用会社や受託者である信託銀行が業務を継続できなくなった場合、基本的に他の運用会社・信託銀行に引き継がれます。

### すべてに共通の運営体制

お客様の申込金は、販売会社を通じ、信託銀行(受託銀行)に信託財産として(その銀行の資産とは別に)分別管理されています。



以上

当資料は、日興アセットマネジメントが投資信託一般についてお伝えすることなどを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。